

# 第 *1* 部

2019 White Paper on Small Enterprises in Japan

## 平成30年度（2018年度）の 小規模事業者の動向

# 第1章 小規模事業者の現状

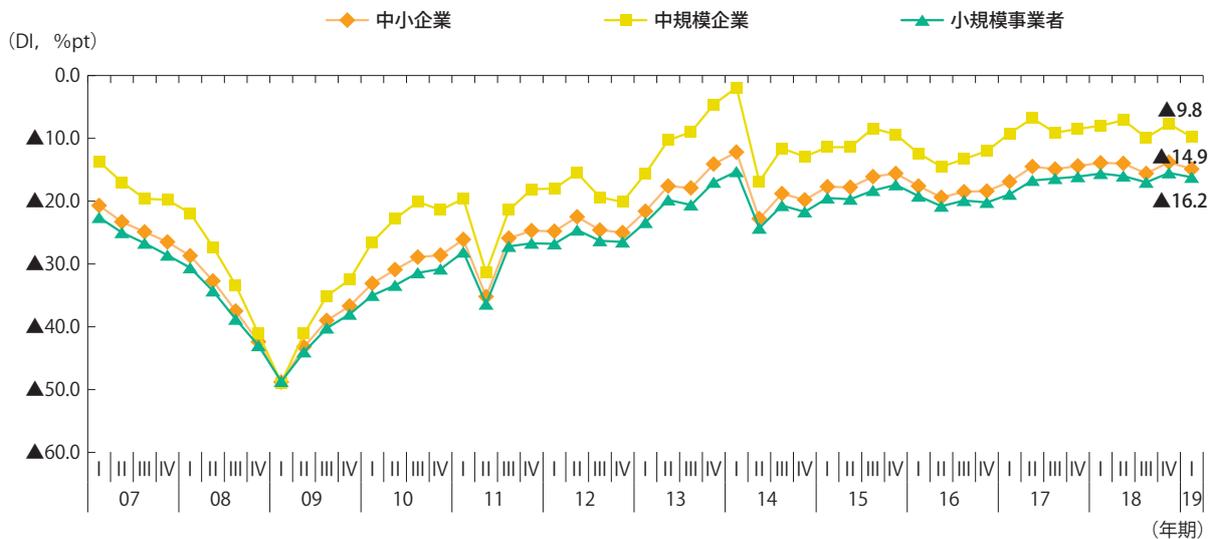
## 第1節 小規模事業者を取り巻く状況

### 1 業況

はじめに、中小企業の業況の動きについて確認すべく、調査対象の8割が小規模事業者である、中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」(以下「景況調査」という。)の業況判断DI(前期に比べて業況が「好転」と答えた企業の割合(%)から「悪化」と答えた企業の割合(%)を引いたもの)の推移を確認する(第1-1-1図)。これを見ると、中小企業の業況はリー

マン・ショックの直後に大きく落ち込み、その後東日本大震災や消費税率引上げの影響でところどころ落ち込みはあるものの、その後は総じて緩やかな回復基調にあることが分かる。2018年の動きについては相次ぐ災害の影響もあり、第3四半期に一度落ち込んでいるものの、その後は回復基調に戻っている。

第1-1-1図 企業規模別業況判断DIの推移



資料：中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注)1. 景況調査の業況判断DIは、前期に比べて、業況が「好転」と答えた企業の割合(%)から、「悪化」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。

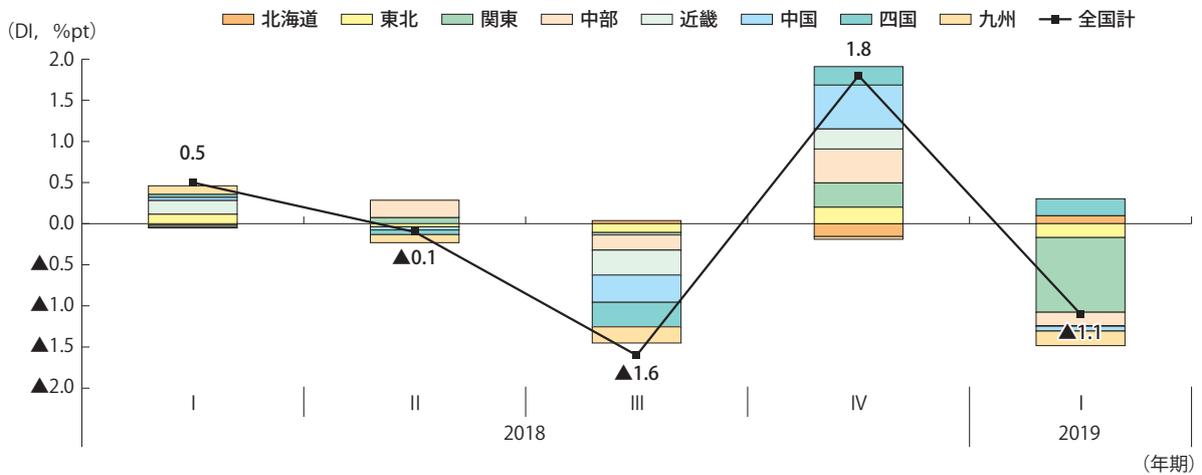
2. ここでは、中小企業とは中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく「中小企業者」、小規模事業者とは中小企業基本法第2条第5項の規定に基づく「小規模企業者」、中規模企業とは中小企業から小規模事業者を除いた企業をいう。

次に、上記の業況判断DIについて地域別・業種別に分解し、昨今の国内情勢と照らし合わせて見ていく。まず地域別に見てみると、2018年第3四半期に前期比で15ポイントマイナスとなっており、近畿、中国、四国、そして九州といった、平成30

年6月の大阪府北部地震、平成30年7月豪雨、そして台風21号による被害が大きい地域が押し下げ要因になっていることが分かる。第4四半期について見ると、北海道胆振東部地震があった北海道が押し下げ要因となっているものの、九州を除く

全ての地域が押し上げ要因となり、全国的に見て 業況が回復しつつあることが分かる（第1-1-2図）。

第1-1-2図 業況判断DI 地域別分解（中小企業景況調査）



資料：中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注)1. 業況判断DIは、前期に比べて、業況が「好転」と答えた企業の割合（%）から、「悪化」と答えた企業の割合（%）を引いたもの。

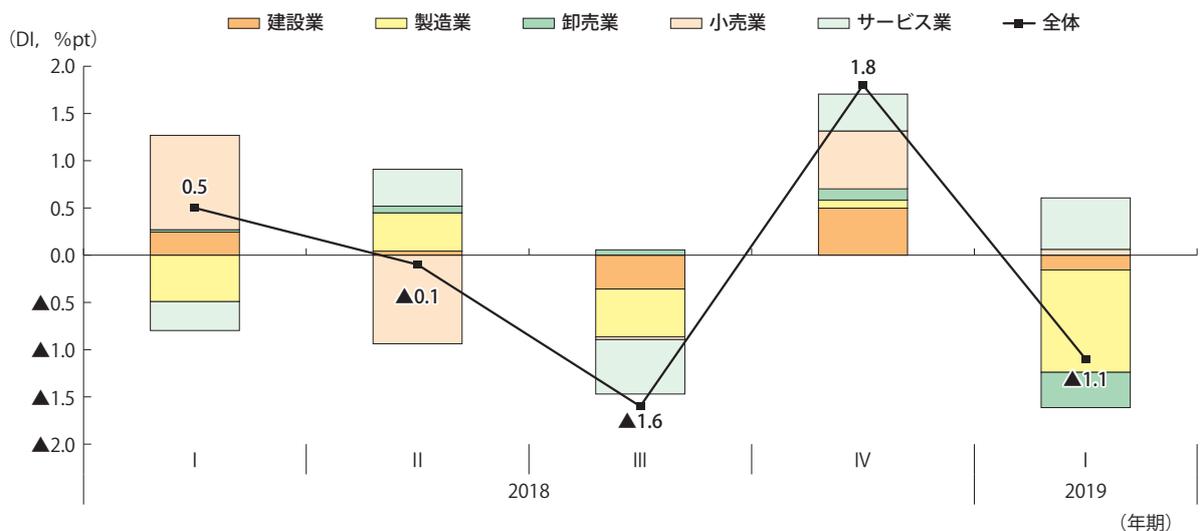
2. 地域区分は、各経済産業局管内の都道府県により区分している。関東には、新潟、山梨、長野、静岡の各県、中部には、石川、富山の各県、近畿には、福井県を含む。九州・沖縄は、九州各県と沖縄県の合計。

3. 季節調整の性質上、各地域の値を積み上げた値は、全国計の値と一致しない。

続いて業種別に確認すると、災害発生直後の2018年第3四半期でほとんどの業種がマイナス方向に転じているが、中でもサービス業で業況が悪化したと回答した企業の割合が増加したことが分かる。また、それまでプラスで推移していた建設

業も押し下げ要因となり、「平成30年7月豪雨により被害が多いため通常業務が全く出来ない状況であった。」「災害工事があり、仕事は多いけど、資金が間に合わない。」という声も聞かれた（第1-1-3図）。

第1-1-3図 業況判断DI 業種別分解（中小企業景況調査）



資料：中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注)1. 業況判断DIは、前期に比べて、業況が「好転」と答えた企業の割合（%）から、「悪化」と答えた企業の割合（%）を引いたもの。

2. 季節調整の性質上、各業種の値を積み上げた値は、全業種計の値と一致しない。

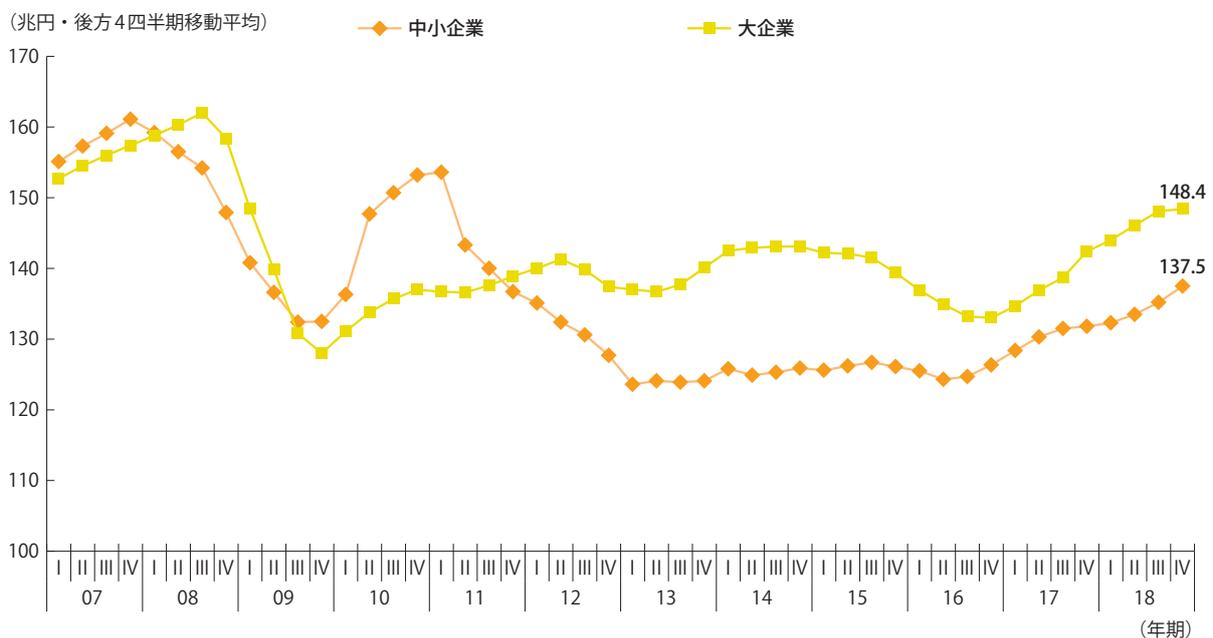
## 2 売上高

続いて、中小企業の収益の状況について、財務省「法人企業統計調査季報」を用いて売上高、経常利益、設備投資の動きについて見ていく。

まず売上高の推移について規模別に確認すると、リーマン・ショックの直後に大企業、中小企業ともに大きく落ち込み、中小企業はその後

2011年の東日本大震災発生後から2012年末まで減少傾向に転じた。その後2013年第1四半期の123.6兆円を底に横ばい傾向が続いていたが、2016年の第3四半期に上昇傾向に転じてからは10期連続で上昇しており、経済の好循環が中小企業にも浸透しつつあることが分かる（第1-1-4図）。

第1-1-4図 企業規模別売上高の推移



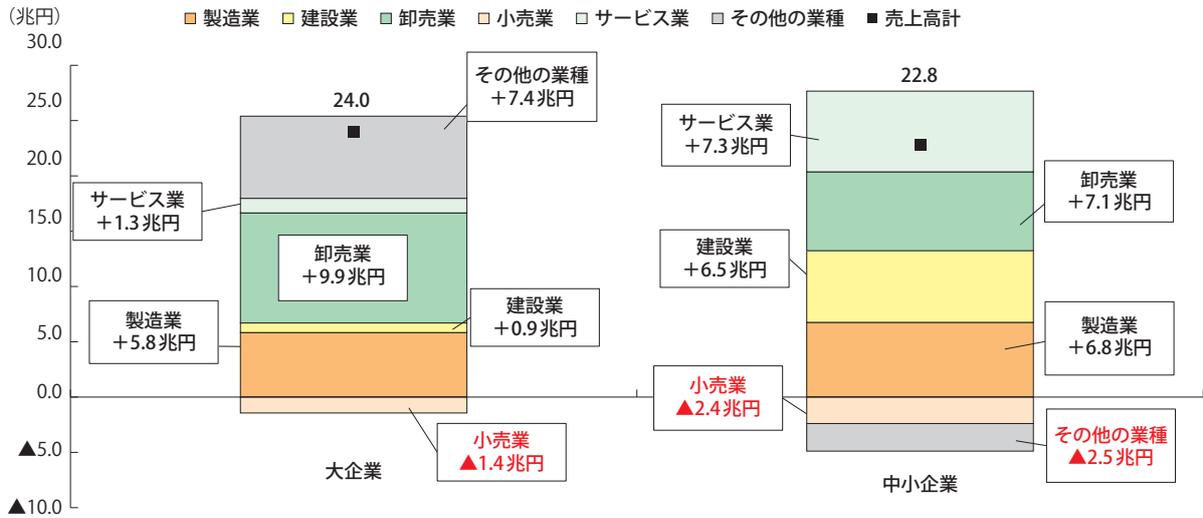
資料：財務省「法人企業統計調査季報」

(注) ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

また、2017年から2018年の売上高の増加分について、規模別、業種別に分解して比較すると、大企業では卸売業、製造業を中心に、小売業以外の全ての業種が押し上げ要因となっており、小売業についても押し下げ幅は1.4兆円でとどまっていることが分かる（第1-1-5図）。一方、中小企

業について見ると、製造業、建設業、卸売業、サービス業がそれぞれ押し上げ要因となっており、製造業やサービス業については大企業を上回る増加幅だが、小売業が▲2.4兆円と、比較的大きな押し下げ要因となっている。

第1-1-5図 売上高 業種別分解（2017年～2018年における増加分）



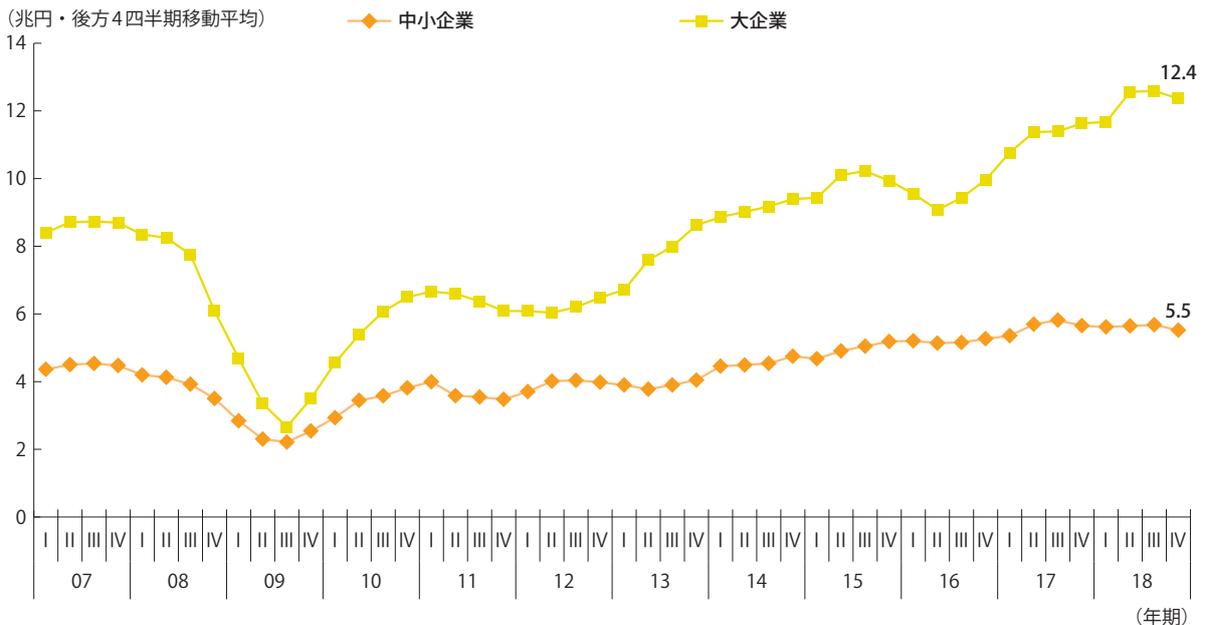
資料：財務省「法人企業統計調査季報」  
 (注) ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

### 3 経常利益

次に、経常利益の推移について確認する。中小企業の経常利益は売上高同様、リーマン・ショック直後に大きく落ち込んだが、その後は緩やかな回復基調が続いている。2018年を通じた動きを

見ると、やや横ばい傾向に転じたきらいもあるが、過去最高水準となった2017年とほぼ同水準で推移していることが分かる（第1-1-6図）。

第1-1-6図 企業規模別経常利益の推移

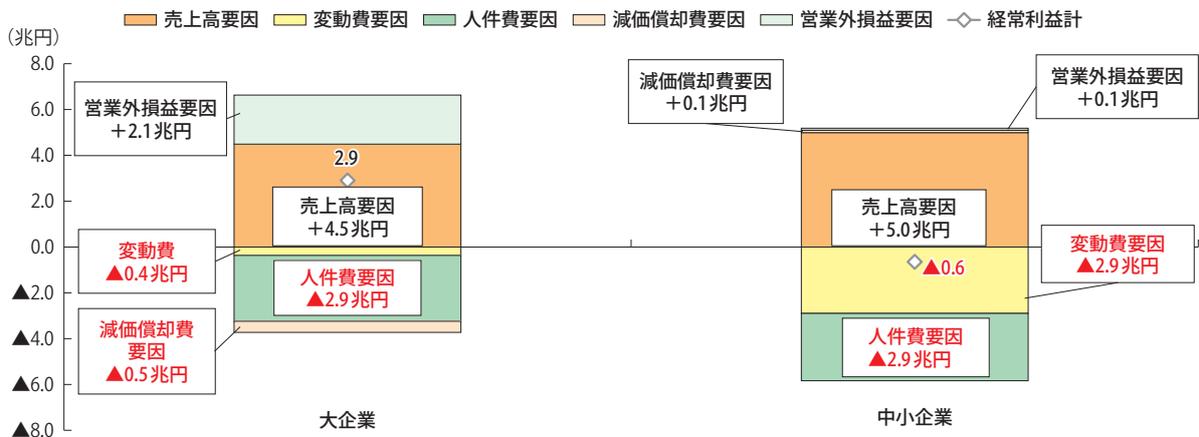


資料：財務省「法人企業統計調査季報」  
 (注) ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

さらに、経常利益を要因分解し2017年から2018年にかけての増減額の内訳について確認する（第1-1-7図）。まず大企業について見てみると、人件費が2.9兆円押し下げ方向に作用しているものの、売上高要因が大きな押し上げ要因となり全体として2.9兆円プラスとなっている。一方、中小企業については売上高要因は押し上げ要因の

中心となっているものの、人件費要因に加えて変動費要因が押し下げ要因となり、押し上げ要因となっている売上高等を上回る押し下げ幅で、総じて見ると0.6兆円マイナスとなっている。変動費要因がマイナス方向に作用している点を鑑みると、中小企業が仕入価格を販売価格に転嫁しきれていないことが考えられる。

第1-1-7図 経常利益の要因分解（2017年～2018年における増減額）



資料：財務省「法人企業統計調査季報」

(注)1. ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業とし、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

2. 経常利益の要因分解は、以下の方法により算出した。

$\pi$ ：経常利益 S：売上高 F：固定費（人件費(P)＋営業外損益要因(N)＋減価償却費(D)） V：変動費

$\pi = S - V - F$  より、 $\pi = S - S \times V/S - P - N - D$

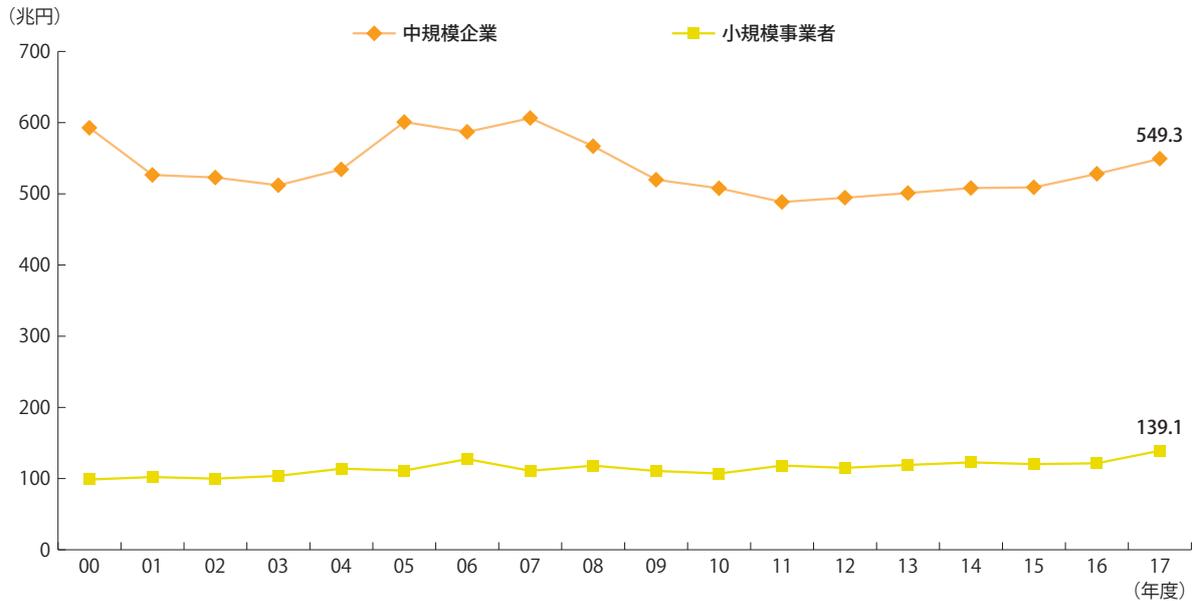
$\Delta \pi = (1 - V/S) \times \Delta S - \frac{\Delta(V/S)}{V/S} \times S - \frac{\Delta P}{P} - \frac{\Delta N}{N} - \frac{\Delta D}{D}$   
 売上高要因 変動費要因 人件費要因 営業外損益要因 減価償却費要因

経常利益や売上高といった収益動向については、これまで見てきた分析に資本金が1千万円未満の規模の小さな企業が含まれていないため、以下で財務省「法人企業統計調査年報」を用い、これらの企業の収益動向について確認する。

まず売上高について、第1-1-8図で売上高1千万円以上1億円未満の企業を中規模企業、1千万円未満の企業を小規模事業者として分けて見る

と、中規模企業は2012年度以降強含みで推移し始め、2016年度からの2年間でその勢いを加速させていることが分かる。小規模事業者については長らく横ばい傾向が続いてきたが、直近の2017年度の動きについて見るとやや強含みで推移し始め、今後も上昇傾向を維持・加速させることが期待される。

第1-1-8図 中規模企業・小規模事業者の売上高の推移



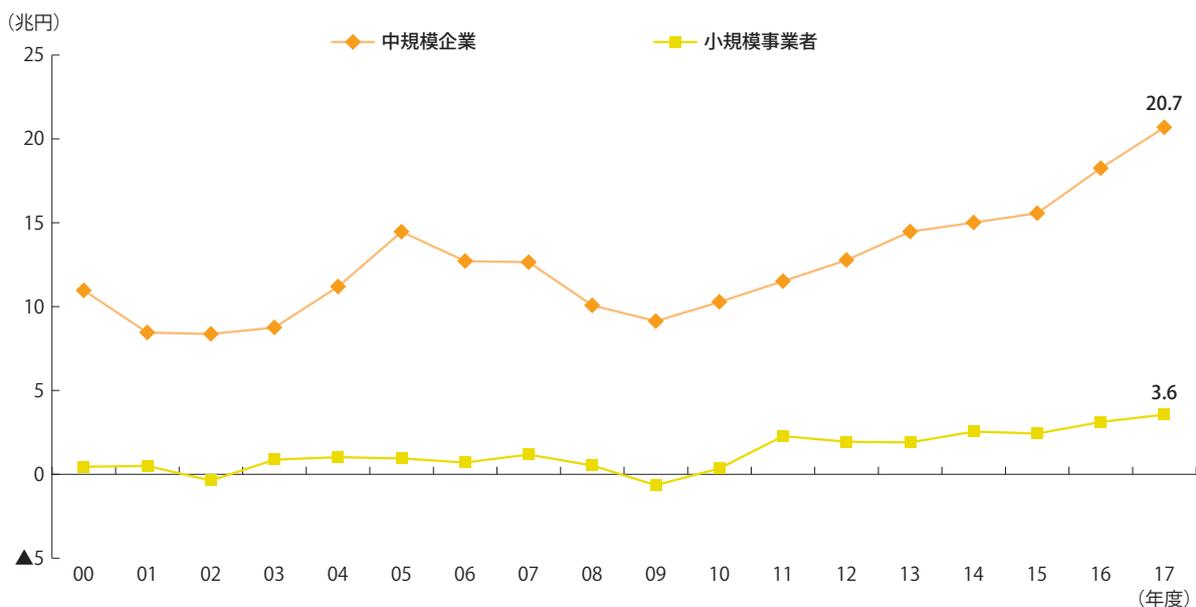
資料：財務省「法人企業統計調査年報」

(注) ここでいう中規模企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業、小規模事業者とは資本金1千万円未満の企業とする。

続いて経常利益について見てみると、中規模企業の経常利益は2010年度以降順調に増加を続けており、売上高の加速的な増加が影響してか、2016年度以降はそれまでを上回る勢いで伸びていることが分かる（第1-1-9図）。小規模企業に

ついて見ると、中規模企業に比べて力強さは欠いているものの緩やかな増加基調を続けており、今後はこの勢いを保ちつつも更なる伸びがあることが望ましいといえよう。

第1-1-9図 中規模企業・小規模事業者の経常利益の推移



資料：財務省「法人企業統計調査年報」

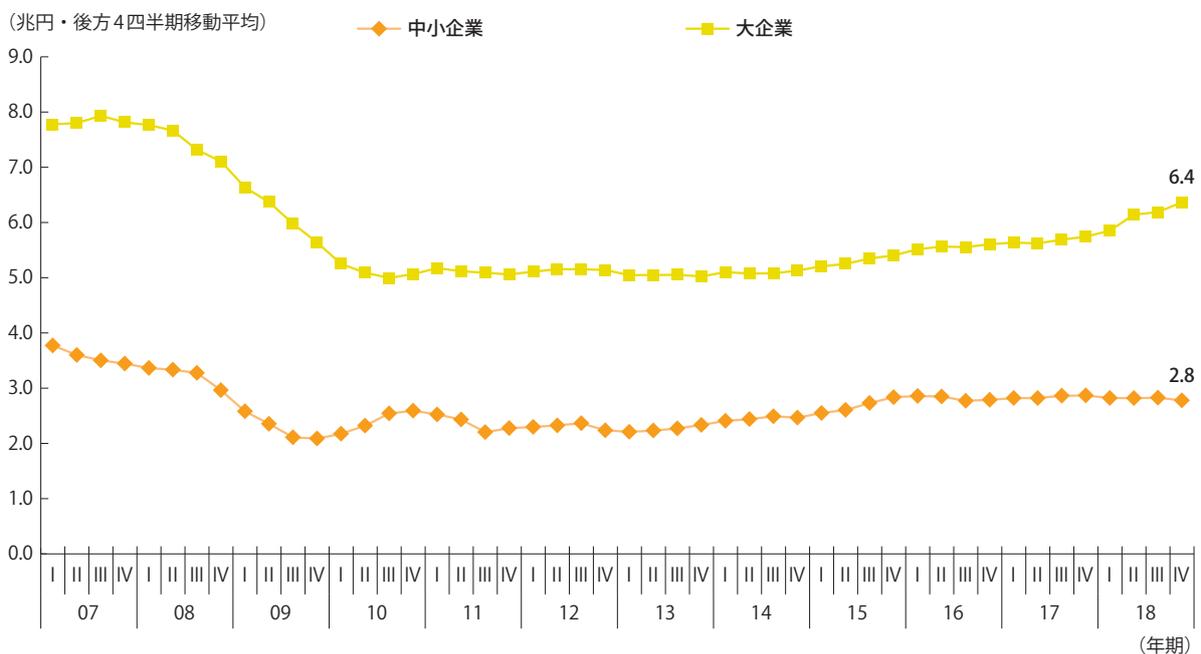
(注) ここでいう中規模企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業、小規模事業者とは資本金1千万円未満の企業とする。

## 4 設備投資

次に、設備投資の推移について見ていく。直近10年間について見ると、大企業、中小企業ともにリーマン・ショック直後の2009年に大きく減少した（第1-1-10図）。その後、大企業については2014年までは横ばいで推移したが2015年に入る頃から強含みで推移し始め、2017年第4四半期

から2018年にかけて増勢を強め、足下では6.4兆円となっている。一方、中小企業については、2013年以降強含みで推移していたが、2016年以降はほぼ横ばいで推移しており、足下では2.8兆円と大企業との差は拡大傾向にあることが分かる。

第1-1-10図 企業規模別設備投資の推移



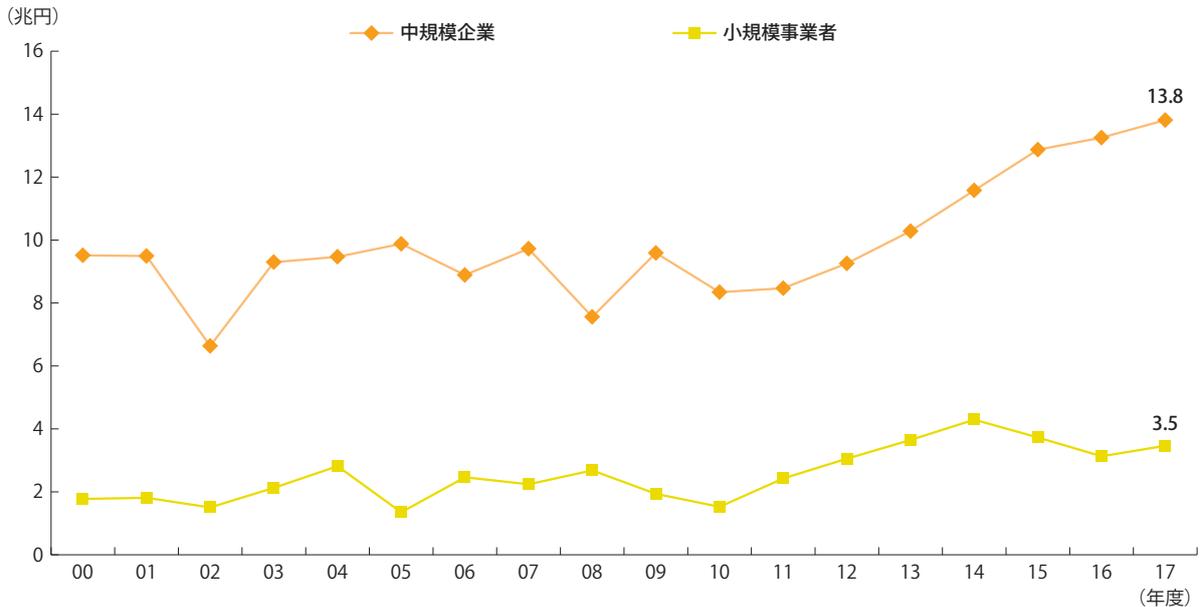
資料：財務省「法人企業統計調査季報」

(注) ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

設備投資の推移についても、「法人企業統計調査年報」を用いて中規模企業と小規模事業者に分けてその推移を見てみると、中規模企業の設備投資が2011年度以降一貫して増加基調にある一方、

小規模事業者の設備投資はやや不安定であり、2015、2016年度と落ち込んでいたが、足下の2017年度について見ると再び増加基調に転じていることが分かる（第1-1-11図）。

第1-1-11図 中規模企業・小規模事業者の設備投資の推移



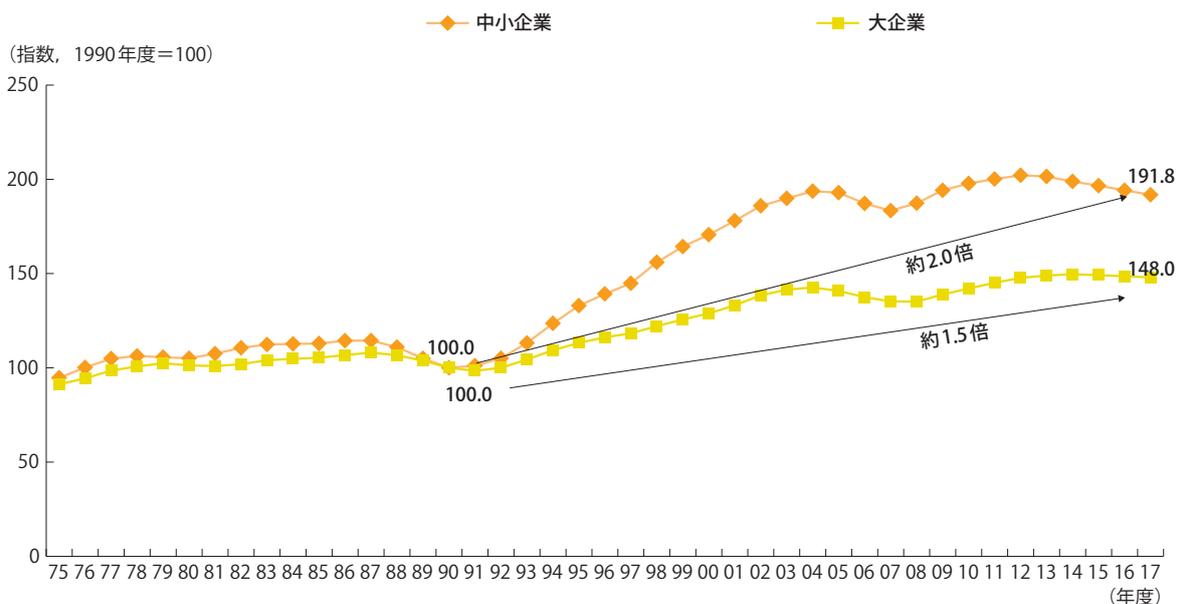
資料：財務省「法人企業統計調査年報」

(注) ここでいう中規模企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業、小規模事業者とは資本金1千万円未満の企業とする。

また、設備を新設してからの経過年数を示す設備年齢の推移についても確認する。大企業と中小企業で設備年齢が同水準だった1990年度の設備年齢の指数を100とすると、中小企業の設備年齢はその後大企業を上回る勢いで上昇しており、足

下について見ると下降傾向にはあるものの、大企業の設備の老朽化の度合いが1990年度の約1.5倍であるのに対し、中小企業は約2倍老朽化が進んでいることが分かる（第1-1-12図）。

第1-1-12図 企業規模別設備年齢の推移



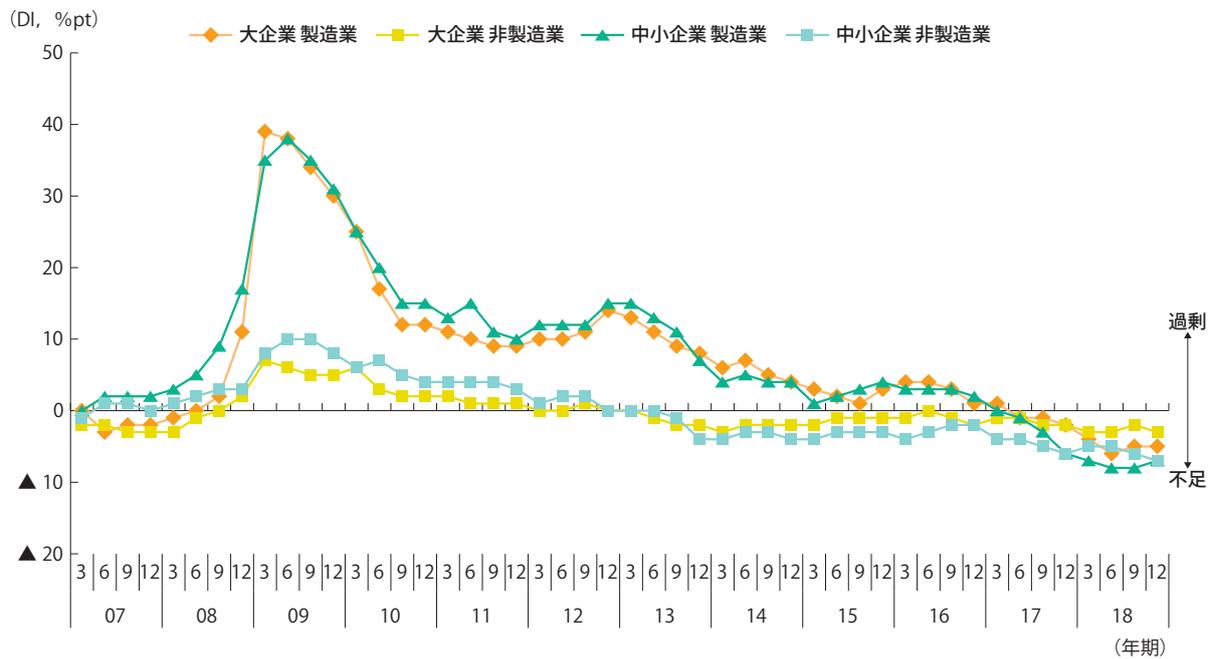
資料：財務省「法人企業統計調査季報」より（一財）商工総合研究所「中小企業の競争力と設備投資」を基に作成。

(注) ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

続いて設備判断DIについてその推移を確認すると、全体的にリーマン・ショック後から過剰感が解消され、中小企業では2012年末、大企業では2017年上半に不足に転じ、足下で不足感が強まりつつある状況にあることが分かる（第1-1-13図）。また、製造業について見ると、2017年第2四半期までは大企業と中小企業の水準に差はほ

とんど無かったが、2017年第3四半期以降、中小企業の方がより強く不足感を感じていることが分かる。同様に非製造業についても、2013年第3四半期までは規模間における差異はほとんど無かったが、2013年第4四半期以降は中小企業の方がより強く不足感を感じていることが分かる。

第1-1-13図 企業規模・業種別 生産・営業用設備判断DIの推移



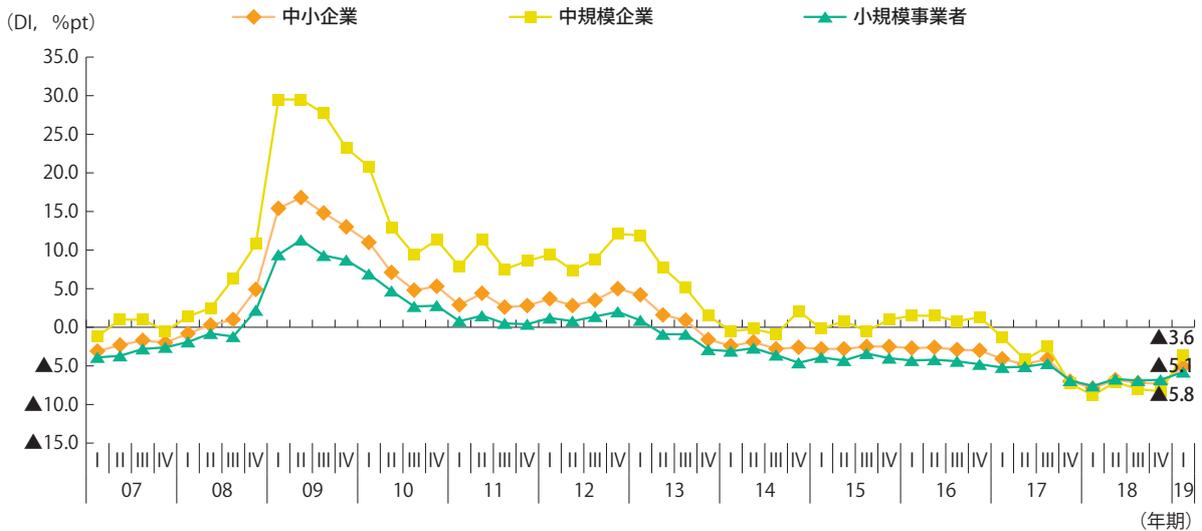
資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) ここでは、大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金2千万円以上1億円未満の企業をいう。

また、設備の不足感について企業規模別の推移も確認する（第1-1-14図）。これを見ると、従来から中規模企業と小規模事業者の動きは同様ではあるが、その程度には差が生じていた。2013年に入る頃から両者の差は徐々に縮小しはじめ、

2017年第4四半期以降、中規模企業が設備の不足感を強めるかたちで両者の差は無くなり、さらに中規模企業の設備の不足感が強まる場面も見られた。

第1-1-14図 中規模企業・小規模事業者の生産設備DIの推移（製造業）

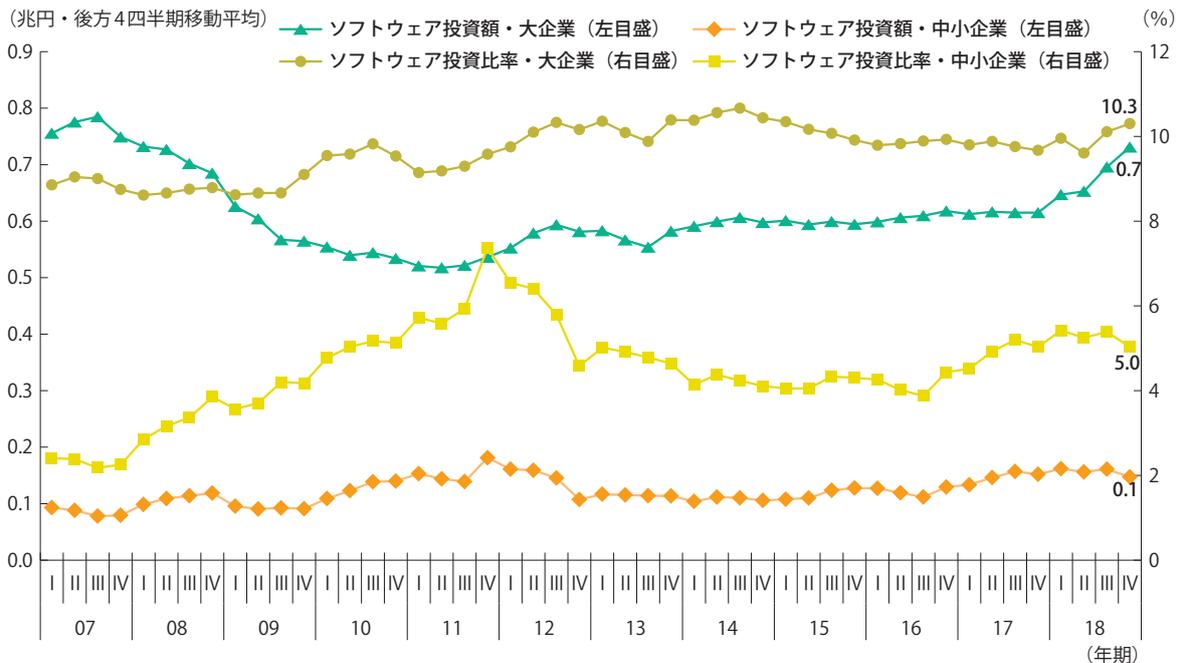


資料：中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」  
 (注)1. 生産設備DIは、現在の設備水準について、「過剰」と答えた企業の割合(%)から、「不足」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。  
 2. ここでは、中小企業とは中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく「中小企業者」、小規模事業者とは中小企業基本法第2条第5項の規定に基づく「小規模企業者」、中規模企業とは中小企業から小規模事業者を除いた企業をいう。

設備投資関連の現状把握の最後に、IT関連指標としてソフトウェア投資額・ソフトウェア投資比率の推移について見ると、大企業と中小企業の投資額には大きな差が生じていることが分かる

(第1-1-15図)。ソフトウェア投資比率についても、中小企業は大企業を下回っているが、2016年第4四半期以降伸びは始めている。

第1-1-15図 ソフトウェア投資額・ソフトウェア投資比率の推移



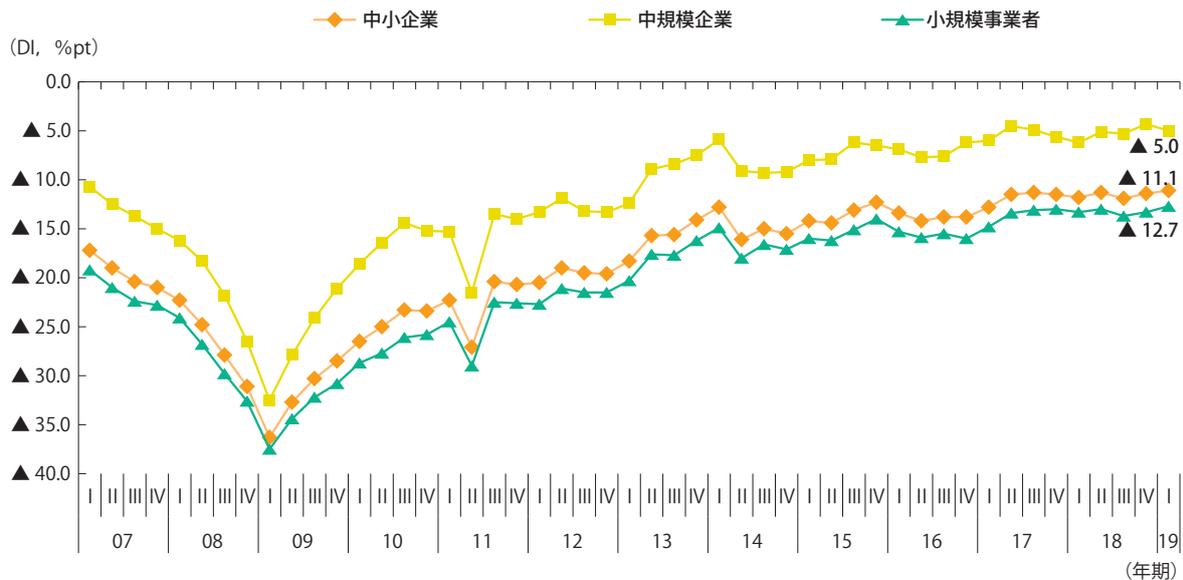
資料：財務省「法人企業統計調査季報」  
 (注)1. ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。  
 2. ソフトウェア投資比率=ソフトウェア投資額を設備投資額で除し、100を乗じて算出している。

## 5 資金繰り・倒産

まず中小企業の資金繰りについて景況調査を用いて確認すると、リーマン・ショック後に大きく落ち込み、その後は東日本大震災や2014年4月の

消費税増税の反動減でところどころ落ち込んでいたものの、おおむね右肩上がりでも推移している(第1-1-16図)。

第1-1-16図 企業規模別資金繰りDIの推移



資料：中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

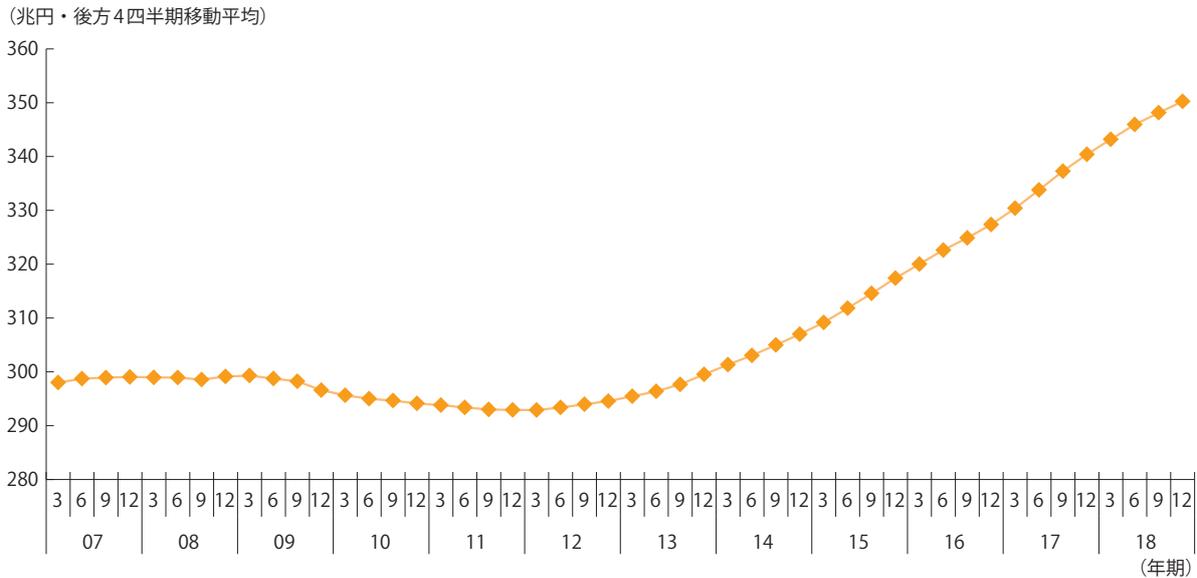
(注)1. 景況調査の資金繰りDIは、前期に比べて、資金繰りが「好転」と答えた企業の割合(%)から、「悪化」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。

2. ここでは、中小企業とは中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく「中小企業者」、小規模事業者とは中小企業基本法第2条第5項の規定に基づく「小規模企業者」、中規模企業とは中小企業から小規模事業者を除いた企業をいう。

また、中小企業向け貸出金の推移についても確認してみると、2012年まではおおむね横ばいで推移してきたが、2013年以降は右肩上がりでも

推移しており、足下について見ると、統計開始以降過去最高水準で推移していることが分かる(第1-1-17図)。

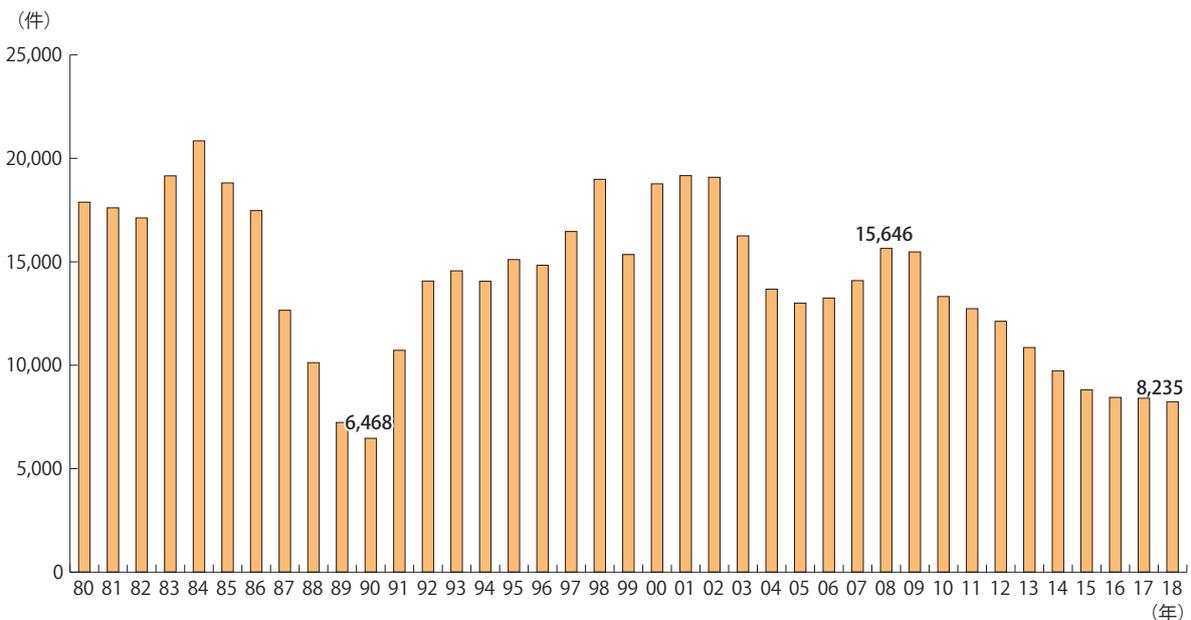
## 第1-1-17図 中小企業向け貸出金の推移



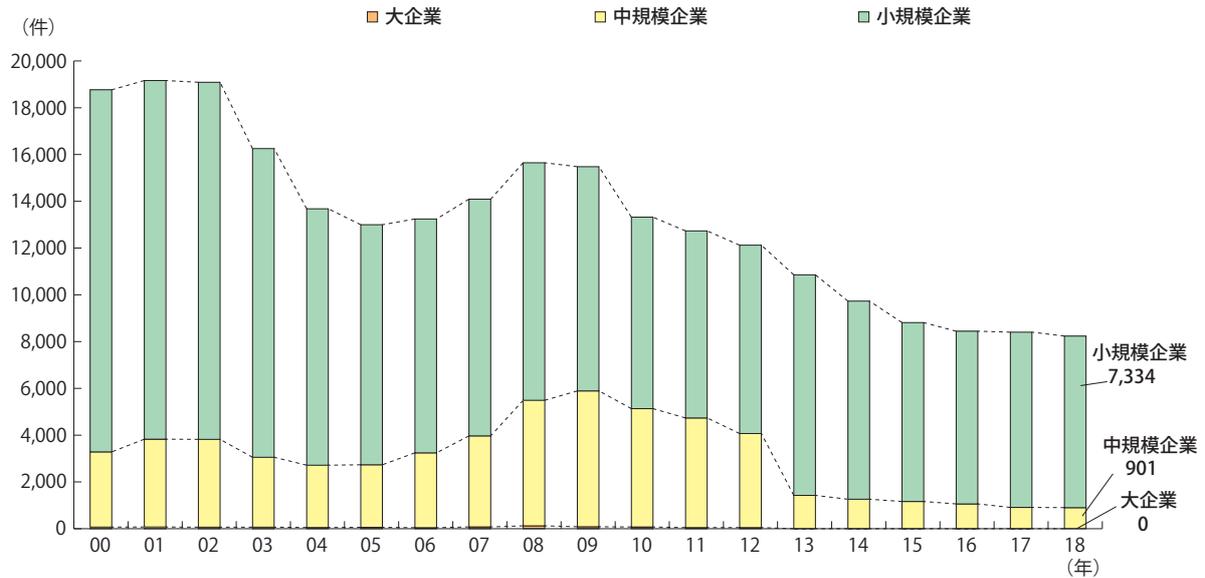
次に、倒産件数の推移について確認する（第1-1-18図）。先述のとおり、良好な資金繰り環境が功を奏し、倒産件数は2009年以来10年連続で減少し、2018年の倒産件数は8,235件となり、バブル期の1990年以来28年ぶりの低水準となった。

規模別の推移について見ると、中規模企業は年々減少傾向にあり、小規模事業者についても倒産件数の大部分を占めるものの、中規模企業同様に減少傾向にあることが分かる（第1-1-19図）。

## 第1-1-18図 倒産件数の推移



第1-1-19図 企業規模別倒産件数の推移



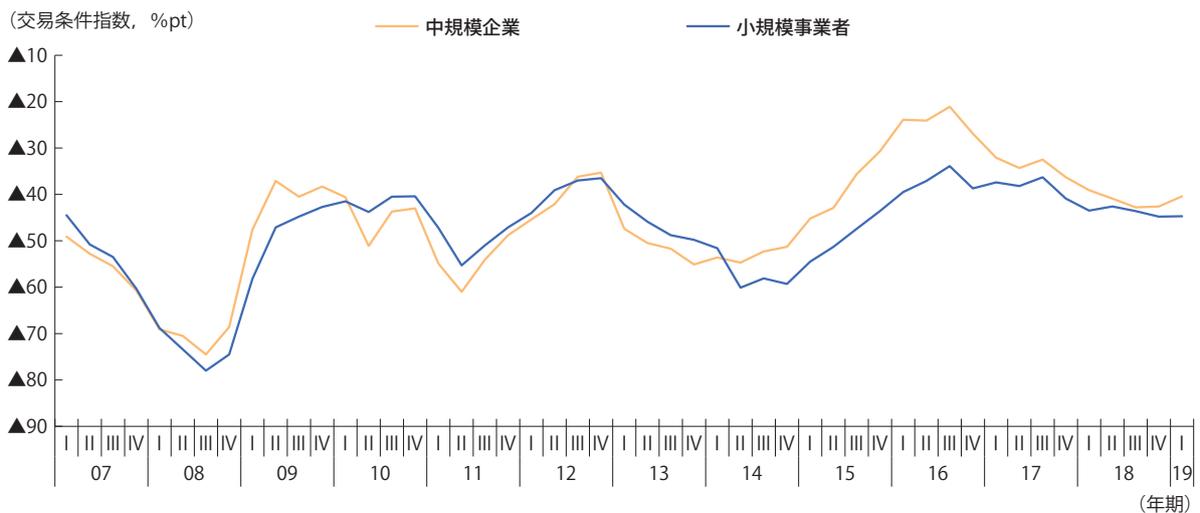
資料：東京商工リサーチ「倒産月報」  
 (注) 企業規模別の集計については、2000年以降のみ集計を行っている。

## 6 取引関係

取引関係に関する指標として、景況調査の販売価格DIから仕入価格DIを引いた数値である交易条件指数について見ていく(第1-1-20図)。2013年代までは中規模企業と小規模事業者がほぼ同水

準で推移し規模間の差は生じていなかった。2014年第2四半期から規模間の差が生じはじめていたが、足下1年間について見ると再び規模間での格差は解消しはじめたことが分かる。

第1-1-20図 中規模企業・小規模事業者の交易条件指数の推移



資料：中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」  
 (注) 1. 交易条件指数とは、売上単価DIから仕入単価DIを差し引いたものとする。  
 2. 仕入価格DIは、回答企業の主要原材料購入価格または主要商品の仕入価格が前期と比べ、「上昇」と答えた企業の割合から「下落」と答えた企業の割合を引いたもの。  
 3. 販売価格DIは、回答企業の主要製品・サービスの販売価格が前期と比べ、「上昇」と答えた企業の割合から「下落」と答えた企業の割合を引いたもの。

## コラム

1-1-1

## 世耕プランに基づく取組のさらなる浸透に向けて

2016年9月に世耕経済産業大臣より発表した取引条件改善の対策パッケージ「未来志向型の取引慣行に向けて」（世耕プラン）に基づき、2018年度も様々な取組を実施してきた。本コラムでは、2018年度における取組を中心に紹介する。

●下請Gメンによる下請中小企業ヒアリング（2017年～）

2017年より、全国に80名規模の下請Gメンを配置し、下請中小企業へのヒアリングを実施している。下請Gメンが直接、企業を訪問してヒアリングすることにより、書面調査や電話での聞き取り調査では向うことができない取引上の問題の把握につながっている。2018年4月には下請Gメンを120名規模に増強しており、2019年1月末までに約7,000件の下請中小企業ヒアリングを実施した。

●自主行動計画策定団体によるフォローアップ調査（2018年9月～11月）

世耕プランによる取組を浸透させていくため、2019年2月末までに自動車、素形材、建設機械、繊維、電機・情報通信機器、情報サービス・ソフトウェア、建設、トラック運送、機械製造業、流通業、警備業、放送コンテンツ業の12業種32団体において、取引適正化と付加価値向上に向けた自主行動計画を策定・公表した。

2018年9月～11月にかけて、経済産業省所管の8業種26団体が、自ら、自主行動計画の実施状況についてフォローアップ調査を実施した。各団体所属の約7,000社に調査票を発送し、2,416社（約34%）の回答があった。

●自主行動計画のフォローアップ調査及び下請Gメンによるヒアリング調査の結果公表（2018年12月）

各団体において実施したフォローアップ調査の結果及び下請Gメンによるヒアリング調査の結果について取りまとめて、2018年12月に中小企業庁より公表した。調査結果からは、世耕プラン重点三課題のうち、「不合理な原価低減要請の改善」と「下請代金の現金払い化」などの支払条件の改善について取組が進んでいる一方、「型管理の適正化」については改善の動きが鈍く、更なる取組が必要である。そのため、今後は型管理の適正化に向けた実態把握のための調査の実施に加え、更なる適正取引に向けて、業種特性に応じた講習会や各地域での普及・啓発等を目的とした会議の開催等、よりきめ細やかな取組を行っていく。

この取組はPDCAサイクルを回し、成果が出るまで粘り強く取り組んでいくことが重要である。

（自主行動計画フォローアップ調査結果のポイント）

- ・重点三課題ごとの結果については、受注側における「不合理な原価低減要請の改善」や、発注側、受注側両方での「下請代金の現金払い」については改善が進んでいる。
- ・他方、受注側の「型管理の適正化」は改善の動きが鈍い。
- ・業界別では、自動車業、建設機械業は重点三課題全てが改善しており、特に建設機械業の発注側においては、「下請代金の現金払い化」について約1割から約5割になるなど、大幅に改善。
- ・「型管理の適正化」については、素形材業の受注側での改善への動きが鈍い。

（下請Gメンによるヒアリング調査結果のポイント）

2018年4月から10月末までに訪問した3,012社のヒアリング結果について分析を行った。

- ・産業界別の「自主行動計画」や取引適正化に向けた取組の認知度は3割程度と低い。
- ・重点三課題ごとの結果については、「支払条件」は着実に改善が進んでいる。
- ・一方、「型管理」については、改善に向けた取組の進捗状況が鈍い。
- ・「売上」が増加している企業は増えているものの、一方で、「原材料価格」や「人件費」などのコスト価格が増加しているとの声も全体で8割以上となっている。

**●下請中小企業振興法「振興基準」の改正について（2018年12月28日改正）**

これまでの取引条件改善の取組を通じて把握した新たな取引上の課題へ対応するため、下請中小企業振興法の「振興基準」を、平成30年12月28日に改正した。①大企業者間取引の手形払いなどの支払条件の改善や、②取引慣行である金型の製造代金の分割払いの是正、③下請事業者の「働き方改革」を阻害する取引慣行の是正などを新たに規定している。

**●取引適正化推進会議（2018年11月～）**

全国各地で取引適正化の取組を浸透させるため、2018年11月より全国7地域で「取引適正化推進会議」を開催している。経済産業省及び業所管省庁の幹部が出席し、各地域の中核・中堅企業等から、各社が抱える取引上の課題を把握するとともに、取引適正化に向けた取組の要請などを行っている。

## コラム

1-1-2

## 長時間労働に繋がる商慣行に関する調査について

中小企業庁におけるこれまでの調査において、長時間労働に繋がる商慣行として「繁忙期対応」と「短納期対応」が挙げられており、今回、その背景にある実態の把握を目的として、2018年12月にインターネット上での調査を実施した。中小企業約7,600社を対象に調査を行い、2,537社（約33%）の回答があった。

## ●繁忙期、短納期受注の発生状況

「繁忙期」について、回答企業のうち約7割の企業で「繁忙期がある」との回答があった。特に、建設業、食料品製造業、紙・紙加工品産業、印刷産業、トラック運送業・倉庫業では、それぞれの業界のうち8割超の企業で「繁忙期がある」と回答している。

「短納期受注」について、回答企業のうち約6割の企業で「直近1年間に短納期受注があった」との回答があった。特に、紙・紙加工品産業、印刷産業、半導体・半導体製造装置産業、電気・情報通信機器産業で、8割超の企業で短納期受注が発生している。

繁忙期や短納期受注において、主要取引先の業種について調査したところ、大半の業種で同業種との回答が多い。一方で、食料品製造業、紙・紙加工品産業、素形材産業、技術サービス産業、卸売業では、他業種が主要取引先として最も回答が多い。

## ●繁忙期、短納期受注の発生要因

繁忙期、短納期受注の発生要因について、取引上の問題としての課題を整理すると、「繁忙期」の発生要因としては、「問題のある受発注方法が常態化」していることや、「官公需発注等による年末・年度末集中」が挙げられている。

「短納期受注」の発生要因としては、作業工程全体のうち前工程の作業の遅れによる後工程の下請企業への「納期のしわ寄せ」や、多頻度配送・在庫負担・即日納入といった「問題のある受発注方法」が挙げられている。

## ●今後の対応について

「繁忙期」や「短納期発注」の発生要因の改善に向けて、各業界を所管する省庁は、「自主行動計画」の改定要請や企業への周知徹底等、具体的な対応策を速やかに策定・実施するとともに、業種を跨ぐ課題については、関係省庁が連携して対応することとしている。

## コラム

1-1-3

## 軽減税率制度の実施に向けた中小企業向けの支援を抜本的な強化

消費税率（国・地方）の引上げと、飲食料品などを対象にした軽減税率制度の実施が、2019年10月1日に迫っている。

そこで、全国の中小企業・小規模事業者や、商工会、商工会議所、事業協同組合などの中小企業団体などからの要望、政府が行った事業者の準備状況等の「検証」作業の結果（2018年11月公表）などを踏まえ、中小企業庁は、2019年1月・2月にレジ・システム補助金を補助対象、補助率、補助対象事業者について、大幅に拡充した。また、中小企業団体などと連携し、パンフレットの配布や説明会の開催による周知・広報、相談窓口の設置による個別相談体制の構築に取り組んでいる。

また、都道府県・市区町村、民間金融機関、税理士会、青色申告会などに軽減税率対応の支援制度の周知や取組の支援を要請するとともに、レジメーカーとの連携強化を行うことで、中小企業・小規模事業者の軽減税率対応の推進に取り組んでいく。

## 消費税の軽減税率対応のためのレジ・システム補助金の概要

## 1 軽減税率対応レジの導入・改修の支援

## ポイント チェックしよう！

- 今使っているレジが複数税率に対応しているかレジメーカー等に確認する。
- 2019年9月30日までに導入・改修、支払いを完了し、2019年12月16日までに補助金を申請する。

## ＜軽減税率対応レジの導入等支援＞

対象者：軽減税率の対象商品の販売を行っている中小の小売事業者等

補助率：原則 3 / 4

なお、3万円未満のレジ購入の場合 4 / 5

補助上限：レジ1台あたり20万円、券売機1台あたり20万円

なお、商品マスタの設定等が必要な場合にはプラス20万円で上限40万円

1事業者あたり上限200万円

完了期限：2019年9月30日まで

## 2 受発注・請求書管理システムの改修等の支援

### ポイント チェックしよう！

- システムの改修・入替の必要性についてシステムベンダー等に確認する。
- 補助金の交付申請は原則代理申請となる。

#### <受発注システムの改修等支援>

対象者：軽減税率制度の導入に伴い電子的に受発注を行うシステムの改修等を行う必要がある中小の小売事業者、卸売事業者等

補助率：原則 3 / 4

補助上限：1000万円（発注システム）、150万円（受注システム）

完了期限：2019年9月30日まで

システム会社に改修を依頼する場合は、2019年6月28日までに事前申請が必要

#### <請求書管理システムの改修等支援> 【2019年2月6日から補助対象化。】

対象者：軽減税率制度の導入に伴い請求書管理システム(※)の改修等を行う必要がある中小の卸売事業者、製造事業者等

(※区分記載請求書等保存方式に対応した請求書の発行を行うシステム)

補助率：原則 3 / 4

補助上限：150万円

完了期限：2019年9月30日まで

補助金の詳細は以下の URL をご覧ください。

<http://kzt-hojo.jp/>

QRコードは  
こちら！



補助金のお問合せは以下の番号※まで

0120-398-111（通話料無料）

※独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する軽減税率対策補助金事務局につながります。

## 第2節 まとめ

2018年の小規模事業者の業況は、災害の影響で一時的に落ち込みが見られるものの総じて改善傾向にあること、売上高や設備投資に増加の兆しが見えたこと、経常利益は緩やかな回復基調にあること、資金繰りはリーマン・ショック前の水準を超えて改善しているなど、経済の好循環が小規模事業者にも行きわたり始めている様子が見える。

他方で、中規模企業との差は依然として残っていること、取引条件が悪化していることなど、経済の好循環を漏れなく浸透させていくに当たっての課題も見られる。今後小規模事業者が更なる発展を遂げるためには、これらの課題に向き合い克服する努力、そして政府や関係諸機関のきめ細やかな支援が必須となろう。